

受付 番号	種 目 番 号 320 各種調査企画	連絡先	委 託 担 当		
			都市整備局都市交通課	担 当 者 名	永 迫
				電 話	045-671-3800

設 計 書

- 1 委 託 名 令和7年度移動サービスの導入に関するアンケート調査業務委託
- 2 履 行 場 所 横浜市内
- 3 履 行 期 間 期間 契約締結日 から 令和7年12月19日 まで
又 は 期 限 期限
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現場説明 不要
要 (月 日 時 分 場所)
- 7 委 託 概 要
 - 1 アンケート調査
 - (1) 紙調査結果の入力 8 地区
 - (2) 紙および電子調査結果の集計・分析 8 地区
 - 2 報告書作成 1 式
 - 3 打合せ等 1 式

8 前 金 払

する

しない

9 部 分 払

する (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額 ¥ _____

内 訳 業 務 価 格 ¥ _____

消費税及び地方消費税相当額 ¥ _____

委 託 費 内 訳 表

名 称	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘 要
①直接人件費					
1 アンケート調査	1	式			第1号内訳書参照
2 報告書作成	1	式			第2号内訳書参照
3 打合せ等	1	式			第3号内訳書参照
直接人件費計					
②直接経費					
電子成果品作成費、旅費交通費					
直接経費計					
③その他原価					
その他原価					
業務原価					
④一般管理費等					
一般管理費等					
業務合計					
消費税及び地方消費税相当額					
委託代金額					

1 アンケート調査

第1号内訳書

名 称	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
紙調査結果の入力	8	地区			
紙および電子調査結果の集計・分析	8	地区			
計					

2 報告書作成

第2号内訳書

名 称	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
報告書作成	1	式			
計					

3 打合せ等

第3号内訳書

名 称	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
打合せ等	1	式			
計					

横浜市都市整備局

委託業務仕様書（横浜市都市整備局）

本委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は下記のとおりとする。
なお、仕様書、特記仕様書、適用図書等は、原則として最新版を適用するものとする。

・仕様書等（使用は☑）

- 横浜市土木設計業務共通仕様書
- 土木設計業務特記仕様書
- 設計業務数量算出基準
- 横浜市測量業務共通仕様書
- 測量業務特記仕様書
- 測量標等特記仕様書
- 横浜市地質調査業務共通仕様書
- その他（別添仕様書及び特記仕様書）

・受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

☑ 「個人情報取扱特記事項」

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

電子納品に関する事項

受託者は、成果品を本市「設計業務等の電子納品要領（案）土木編」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R・DVD等）で正副各1部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）[業務編]・[地質・土質調査編]・[測量編]」を参考にするものとする。

「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

※ 委託契約約款を用いる場合について、当該特記事項を付す場合は選択できる。

・適用図書と入手先

各適用図書はホームページに掲載していますので、ご利用ください。アドレスは下記のとおり。

- (1) 横浜市土木設計業務共通仕様書、横浜市測量業務共通仕様書、横浜市地質調査業務共通仕様書
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-siyousyo.html>
- (2) 土木設計業務特記仕様書、測量業務特記仕様書、測量標等特記仕様書
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>

(3) 横浜市土木工事共通仕様書（主に材料の品質・規格等に関すること。）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/kyoutu-u-siyousyo.html>

(4) 土木工事施工管理基準、土木工事検査書類作成マニュアル、設計業務数量算出基準、道路構造物標準図集

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/>

(5) 個人情報取扱特記事項、誓約書及び研修実施報告書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjohohogoseido.html>

(6) 電子納品に関する要領・基準

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html

令和7年度移動サービスの導入に関するアンケート調査業務委託 特記仕様書

第1条 適用範囲

本仕様書は、「令和7年度移動サービスの導入に関するアンケート調査業務委託」に関して適用する。
この仕様書に定めのない事項については、本市担当職員と受託者で協議の上、決定する。

第2条 業務目的

本市では、地域住民、運行事業者、企業及び横浜市が相互に連携協力することにより、地域に適した移動サービスを導入し、持続可能な運行を目指す取組を行っている。取組を行う地区では、移動サービスの導入や運行計画の見直しに向けたアンケート調査を実施する。

本業務では、アンケート調査が円滑に進むよう、アンケート調査結果のデータ入力および集計・分析を行うことを目的とする。

第3条 アンケート調査の流れ

- (1) ①紙調査票の作成、②電子調査票の作成（2か月程度）
- (2) ①紙および電子調査票の配布、②紙調査結果の回収、③電子調査結果の回収（1か月程度）
- (3) ①紙調査結果の入力、②紙および電子調査結果の集計・分析（1か月程度）

第4条 委託範囲

「第3条 アンケート調査の流れ」にある(3)を行う。

第5条 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和7年12月19日までとする。

第6条 業務内容

1 アンケート調査

(1) 紙調査結果の入力

回収した紙調査票について、入力データ（全回答者の回答一覧）を作成する。入力するファイルの様式は、事前に委託者の了解を得ることとする。

調査票の設問数は40問程度（選択式25問程度、記入式15問程度）を基本とするが、関係者との調整状況により設問数は前後する。

紙調査結果の入力を行う地区数は計8地区（1地区あたり1,500枚程度）とする。

(2) 紙および電子調査結果の集計・分析

作成された紙調査票の入力データと、委託者から提供される電子調査票の入力データを基に、単純集計およびクロス集計を行う。また、集計結果について設問ごとに図表を作成し、資料形式でまとめる。

紙および電子調査結果の集計・分析を行う地区数は計8地区とする。

2 報告書作成

実施した業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。納品については、第8条を参照のこと。

3 打合せ等

業務を進めるにあたり、委託者と受託者で打合せ等を行う。打合せは、業務着手時及び成果品納入時のほか1回程度とする。なお、打合せの都度、議事概要を受託者が作成することとする。

第7条 業務の方法

- 1 本業務の遂行にあたっては、本市担当職員の指示に基づき、業務目的を十分満足するよう、協議、検討を行うこと。なお、必要事項については、本市担当職員に適宜報告すること。
- 2 検討資料や報告書等については、その都度、本市担当職員が指示する期日までに提出すること。
- 3 本業務を遂行するにあたり、常に総合的責任者及び当該検討業務に精通した人員を確保すること。
- 4 受託者は、アンケート調査の実施時期が複数地区で重複した場合には、速やかに可能な範囲で配置人数の増員を図り、業務に支障が生じないように最大限努力すること。

第8条 成果品

検討成果として、次のとおり本業務の報告書を作成する。成果品はすべて委託者の所有として、受託者は委託者の承諾を受けずにこれを使用、公表してはならない。

- ・ 報告書 1部
- ・ 電子データ 1部 (CD-R等)
- ・ 納品場所 都市整備局都市交通課

第9条 その他

- 1 本業務の実施にあたり、個人情報等を適正に取り扱うため、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 2 本業務の実施にあたり、必要となる資機材等は受託者が準備すること。
- 3 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については、別途協議の上、定める。